

要請・質問書

玄海原発の真上を不明航空機が 20 年で 110 回飛行 落ちたら放射能の漏れる大事故に！危険を放置してはならない

2020 年 10 月 21 日

佐賀県知事 山口祥義 様

あしたの命を考える会／今を生きる会／風ふくおかの会／玄海原発反対からつ事務所
原発知っちょる会／原発を考える鳥栖の会／さよなら玄海原発の会・久留米
戦争と原発のない社会をめざす福岡市民の会／脱原発電力労働者九州連絡会議／たんぼぼとりで
怒髪天を衝く会／東区から玄海原発の廃炉を考える会／福岡で福島を考える会
プルサーマルと佐賀県の100年を考える会／玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会

玄海原発の上空を所属不明の航空機が 2001 年以降の 20 年間で 110 回も飛行していたことが、10 月 6 日の私達と九州電力本店との交渉の中で明らかになりました。

最近 3 年間では所属不明のヘリコプターが 5 回飛行しました(2017 年 2 月 24 日、2017 年 8 月 22 日、2017 年 9 月 14 日、2017 年 11 月 13 日、2018 年 2 月 14 日)。原子炉の真上を飛んでいるケースもあります。機体番号や高度などの情報はまったく把握されていませんでした。

国は 1969 年(旧運輸省)と 2001 年(国土交通省)に、民間航空機の原子力施設上空の飛行を「できる限り避けさせること」と規制する通達を出しました。自衛隊(陸上)は 1969 年に飛行制限についての通達を出しました。米軍機についても、1999 年に飛行規制について日米合同委員会は合意しました。しかし、通達や合意が守られず、危険が放置され続けてきたのです。

玄海 3・4 号機の原子炉はドーム構造で支柱もなく重いものを載せられないので、ドーム上部の厚さは周囲の壁よりも薄い約 1.1 メートルです。もし、機体や物体が原子炉に落下したら、放射性物質が大量に放出されるような大事故につながりかねません。

九電は「航空機が玄海原発に落下する確率は、新規規制基準となっている 1 千万分の 1 の確率を下回るから、航空機落下による防護について設計上考慮する必要はない」として再稼働申請し、国は 2017 年 1 月 18 日に許可しました。しかし、新規規制基準の規定は原発上空は航空機が運航しないということが前提となっており、現実には真上を飛んでいる状況下で確率論はまったく意味がありません。

1988 年 6 月には、伊方原発から 800m の地点に米軍の大型ヘリが墜落したということもありました。大災害になってからでは手遅れです。

全国の原発立地県でつくる「原子力発電関係団体協議会」は 1989 年から今年まで毎年、「原発上空の飛行禁止法制化」の要望を国に出してきましたが、国はまったく対処してきませんでした。

国会では 2015 年 12 月と 2019 年 11 月の衆議院経済産業委員会でこの問題が取り上げられましたが、経済産業大臣は「周知徹底したい。防止策を考えたい」というばかりで、具体的な手立ては何ら示されませんでした。

省庁に確認してみたところ、原子力規制庁は「九電から報告を受けただけ。対処としては何もしていない」と言い、国土交通省は「規制庁から情報提供を受け、原発を避けるよう運航者に周知徹底している。詳しいことは規制庁に聞いてほしい」と、責任のたらいまわしでした。

九電自身は私達との交渉の場で「飛行規制は国が運航者に対して行うものだから、当社としては注意喚起を行う立場にはない。当社の対応としては国に報告することだ」、「自治体への連絡や報道発表はしていない」と他人事のような姿勢で、住民の不安をまったく受け止めていません。

航空機落下事故が起きる前に、原発の運転自体を止めるべきです。

このような危険を長年にわたり放置し続けている九電、国、県の責任は重大です。

私たちは被ばくしたくありません。すべての生きものを被ばくさせたくありません。

県民の命の安全を守るのが第一の責務である知事に対して、以下要請と質問をいたします。早急な回答を求めます。

【 要請事項 】

1. 玄海原発上空を所属不明の航空機が飛行している現状をこれ以上放置することは許されない。ただちに実効力ある措置をとるよう、九電と国に求めること。これらの実態を明らかにし、住民に知らせること。
2. フクシマは終わっていない。被ばくしたくない。不安だらけの原発をただちに止めるよう九電に求めること。

【 質問事項 】

- (1) 不明航空機が 20 年で 110 回飛行していることについて、九電や国から報告を受けていたか。
- (2) 報告はその都度あったのか。いつどのような形で情報が伝えられてきたのか。その内容をすべて開示されたい。
- (3) 報告を受けた後、県として九電と国にどのような対応を求めてきたのか。
- (4) 住民や県内全市町に知らせていたか。
- (5) 原子炉の真上から、機体や物体が落下してきたら、ドーム上部が損傷するのではないか。